

273. 滋賀県における史跡整備と活用

1. はじめに

近年、滋賀県各地でも新しい町づくり村おこし事業の取り組みが盛んである。文化財も地域の活性化を図る素材として一役買っている。ここでは、その一翼を担う史跡の整備状況と活用についてみることにしたい。

滋賀県には東アジアの動乱期に遷都された史跡近江大津宮錦織遺跡や寺院跡の可能性が強い史跡紫香楽宮跡、近世城郭の先駆けとなる特別史跡安土城跡、近世城郭の代表である特別史跡彦根城跡、弥生時代の琵琶湖岸に営まれた史跡大中の湖南遺跡、日本の近代化を象徴する史跡琵琶湖疏水、世界遺産「古都京都の文化財(京都市・宇治市・大津市)」の一つである史跡延暦寺境内など国の指定史跡は32か所を数え、これに県指定史跡35か所、市町村指定史跡68か所を加えると135か所となる(平成10年4月現在)。

文化財は国民共有の財産であるから地域住民の協力を得て保護・保存を図る必要があると普及・啓発を行っている。しかし、近年の文化財に対する関心の高揚のなかで、活用されていない史跡地の広大な広場空間は見た目にはあまり好ましい状況ではなく、文化財の保護・保存にとってマイナス要素として作用している。史跡地は生活空間からかけ離れたところに存在していると言われてもしかたがなく、史跡を地下保存して広

場としておくにはあまりにも大きな財産である。

史跡整備を行うことは、遺跡が飛鳥や平城京跡等だけにあるのではなく各地域に豊かな歴史と文化が存在することを意味し、本来文化財が持っている特質や特徴をひきたたせ地域のもつ歴史・文化の特性を再認識するためにも重要である。

2. 史跡整備の現状

表で示したとおり滋賀県でも昭和30年代から少しずつ史跡整備が行われている。これまでの史跡整備の考え方は遺構を大事に保存するために、発掘調査後に埋め戻して広場にしておくとか、最小限に遺構表示を行い説明板を設置して来訪者への理解の一助にしようとするのが主である。これには史跡を現状凍結保存を最良とする考えがある。しかし、指定地に説明板を設置したり土地を公有化して草刈りなどの管理を行っていても、地下に眠る遺跡から遺跡全体の構図や建物などの建築物のイメージは文化財や歴史学のわずかな専門家でない限り理解できず、一般の方々にはわかりづらい。

ここで最近行われている史跡の整備状況をみてみよう。県史跡木村古墳群では2基の古墳の墳丘復元を行い葺石や埴輪を配し、石室を推定し復元している。県史跡八幡社古墳群や栗東町史跡和田古墳群では石室内部を見学できる等、墳丘復元を主体とした整備を行い散策道を付けている。和田古墳群はガイダンスを兼ねた栗東町出土文化財センターを隣に設置している。県史跡水口城跡では出丸石垣と隅櫓の整備を行っている。



復元された県史跡木村古墳群 (手前が久保田山古墳、後方が天乞山古墳)墳丘は葺石で覆われ、築造当時の様子がうかがえる。
蒲生町教育委員会提供



町史跡和田古墳群の復元整備 9基の円墳を散策道でつなぎ、隣接して栗東町出土文化財センターがある。
栗東町教育委員会提供

隅櫓は城外にもちだされ原形を留めない状態になっていたものを古材からイメージ的に再現したもので、内部を資料館としている。なお、史跡衣川廃寺跡では寺跡の基壇復元と、瓦窯跡の覆屋展示を行い、隣接してガイダンス施設を設置することになっている。

広域的な整備としては次の整備がある。特別史跡彦根城跡は御殿跡を発掘調査や文献、絵図などから建物や庭園を復元して博物館として公開している。また、武家屋敷の一つ薩摩屋敷跡は長屋門と塀が所有者により保存修理され、内部は事務所として利用している。さらに、堀の水質浄化や城下町の景観保全にも取り組んでいる。なお、史跡指定地のほぼ同範囲は都市公園滋賀県内指定史跡整備等一覧

「金亀公園」に指定されている。特別史跡安土城跡は指定範囲が約96haと広大なため各遺構の性格に合わせた平面表示や石垣修理の整備地区と景観保全を行う地区、現状保存地区などにわけて平成元年度から20年計画で進めている。安土城跡の整備は県立安土城考古博物館の設置など「近江風土記の丘」の活性化を図る目的で行っている。風土記の丘の所在する各町でも諸文化施設の配置に努めている。史跡大岩山古墳群では甲山古墳、円山古墳、天王山古墳の3古墳を周辺環境を含めて整備中でここでもガイダンス施設が設置される。これに隣接する宮山2号墳や銅鐸博物館は既に整備され、県立希望が丘文化公園と併せると広大な文化

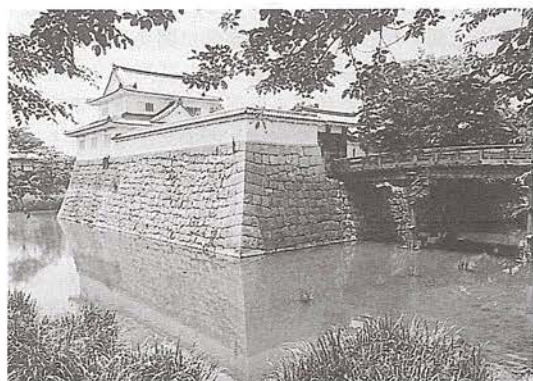
(H10.4現在)

	No.	史 跡 名	指定年月日	所在地	事業主体	整備期間	整備内容等
国 指 定 史 跡	1	(特史)彦根城跡 表御殿跡 埋木舎 薩摩屋敷	S 6.6.9 特) S31.7.19	彦根市	彦根市 所有者個人 裁判所	S 58~62 S 60~H 2 H 3~5	御殿・能舞台等復元、博物館施設 建物解体保存修理 建物解体保存修理、事務所活用
	2	(特史)安土城跡	T 15.10.20 特) S31.7.19	安土町 能登川町	滋賀県	H 1~20予定	仮石垣等整備 S 35~58
	3	近江国庁跡附惣山遺跡	S 48.3.15他	大津市	滋賀県	H 8~20予定	ゾーンに分け発掘後順次整備
	4	皇子山古墳	S 49.12.9	〃	大津市	S 56~59	墳丘・葺石復元
	5	衣川廃寺跡	S 52.3.8	〃	〃	H 6~11予定	環境整備
	6	近江大津宮錦織遺跡	S 54.7.2他	〃	滋賀県	H 4~14予定	スポット的仮整備
	7	草津宿本陣	S 24.7.13	草津市	草津市	H 1~6	座敷・台所建物保存修理
	8	大岩山古墳群	S 16.12.13他	野洲町	野洲町	S 63~H 22予	環境整備
	9	紫香楽宮跡	T 15.10.20	信楽町	滋賀県	S 38~42	発掘後礎石等露出展示整備
	10	大中の湖南遺跡	S 48.4.14	安土町	滋賀県	S 47~50	環境整備
	11	観音寺城跡	S 47.1.30他	安土町 五個荘町	滋賀県	S 44~45	一部屋敷地発掘後環境整備
	12	小谷城跡	S 12.4.17他	湖北町 浅井町	滋賀県・ 湖北町	S 45、H 6~ 26	本丸等環境整備、清水谷整備に向け調査中(湖北町側)
	13	清滝寺京極家墓所	S 7.3.25	山東町	所有者寺	H 7	石垣等整備
県 指 定 史 跡	1	後藤館跡	S 58.3.28	八日市市	八日市市	S 58~59	堀・土塁等整備
	2	八幡社古墳群	S 58.3.28	〃	〃	H 2	環境整備
	3	芦浦観音寺館跡	S 60.3.29	草津市	所有者寺	H 8~9	門保存修理
	4	今宿一里塚	H 7.3.31	守山市	守山市	S 62	環境整備
	5	水口城跡	S 47.2.23	水口町	水口町	S 63~H 3	出丸跡環境整備
	6	勅旨古墳群	S 60.3.29	信楽町	信楽町	S 58	環境整備
	7	木村古墳群	H 2.3.31	蒲生町	蒲生町	H 4~8	環境整備
	8	清滝寺京極家墓所	H 4.3.31	山東町	所有者寺	H 5~7	木廟保存修理
	9	稲荷山古墳	S 39.8.19	高島町	高島町	S 58 H 5~6	石棺覆屋修理 環境整備
市 町 村 指 定 史 跡	1	和田古墳群	H 7.4.1	栗東町	栗東町	H 7	環境整備
	2	金勝寺遺跡	S 63.4.1	〃	〃	S 61	寺跡一部環境整備
	3	近江商人屋敷(旧外村宇兵衛家)	H 4.12.1	五個荘町	五個荘町	H 6	環境整備
	4	法堂寺遺跡	S 47.11.3	能登川町	能登川町	H 8~10	環境整備

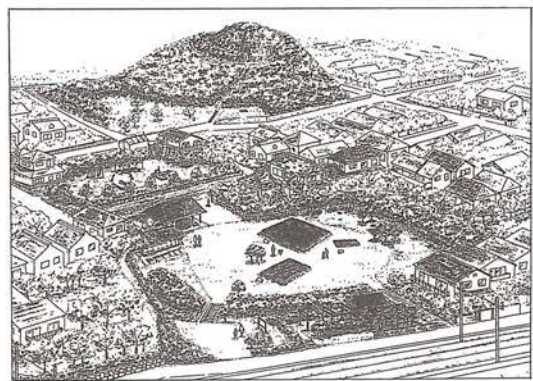
ゾーンとして位置づけられよう。史跡近江大津宮錦織遺跡の指定地は市街地の中に7か所に点在しており面的な広がりをもつ整備はできない。このことから、各地点毎の検出遺構に基づき、保護層をもうけて柱穴上に檜丸太を建てるなどの遺構表示を行い、遺構以外は透水性の土舗装を施し除草効果を期待している。錦織遺跡周辺には史跡皇子山古墳や史跡南滋賀町廃寺、史跡崇福寺跡、檀木原遺跡窠跡覆屋、福王子古墳群、百穴古墳群(史跡崇福寺跡指定内)を始め、三井寺、大津市歴史博物館、都市公園の皇子山公園などが適当な間隔で存在しており、史跡地と既存の施設を連続的につなげるとより多くの方々に利用されると思われる。

また、史跡近江国庁跡では県有地約3haの環境整備を行うため、平成8年度から発掘調査を開始し平成10年度からは一部整備工事に着手する。周辺には瀬田唐橋や石山寺、文化ゾーン、草津市の諸文化施設などが所在しこれらを広域的にリンクさせることは可能である。

このように、滋賀県の史跡整備もようやく軌道にの



県史跡水口城出丸の整備 石垣の保存修理と隅櫓を再現し内部は水口城資料館として活用している。
水口町立歴史民俗資料館提供



史跡衣川廃寺跡環境整備イメージ図 平成11年度完成予定
大津市教育委員会提供

りつつあるといえよう。

3. 史跡整備の計画性

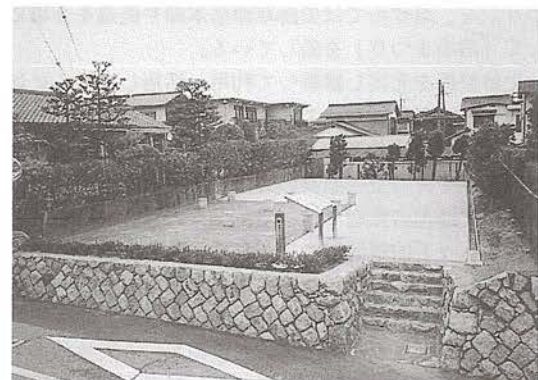
史跡の整備方法・手法は各遺跡の性格や内容・規模から検討・考察されよう。整備手法として①修理・修復方法②露出方法③覆屋方法(覆屋内は露出展示が一般的)④実物復元方法があげられる。また、表示方法として①平面表示②立体表示③模型表示④復原図表示などが主に採用されている。

立体表示は建物や古墳などを修理・修復、復元する方法で、建物跡は庭園などに用いるパーゴラ状に表現するとか柱のみを建てるなどの方法がよくみられる。平面表示は地表面に礎石や柱跡など遺構の位置を明示したり、平面的な広がりをもつ遺構は色や材質を変えて表現する。なお、平面表示の場合、立体的にどこまで立ち上げるのか、材質を何にするのかが論議される。

また、遺構が地上に痕跡をとどめているか、地下に存在するかによって手法は異なる。前者は石垣、建造物、墳丘などのように修理・修復、復元を主に行うものである。後者は竪穴住居、掘立柱建物などのように発掘調査により得られた情報から埋め戻し後、地表に表示する方法と覆屋展示する方法である。

近年の傾向として、遺構・遺物の保存処理技術の進歩や材料の開発は視覚的に体験可能な実物大の復元など高度な整備手法を可能にしている。遺跡に対する臨場感と迫力が表れてきたといえる。さらに、史跡地の所在する景観も含めた整備も考慮されるようになってきている。

史跡整備を実施する上で気を付けることは、整備から誤ったイメージを持たれないことである。遺跡から数時代の遺構を検出した場合や同時代でも建物の建て替えなどのある場合、全ての遺構を表示することは困難であり、代表する数時期の遺構を重複的に表示しても見学者は混乱をするだけである。このことから、整



史跡近江大津宮錦織遺跡第2地点仮整備 内裏正殿推定地区を径35cmの檜丸太で柱跡を表し、建物範囲を洗出し平面とする。他は透水性土舗装。
滋賀県教育委員会提供

備を行う時期は遺跡の存続した期間の中で最も盛観で特徴的な時期を取り扱うのが一般的である。

表示する遺構を選択する場合、基本構想や基本計画さらに基本設計・実施設計を行うために資料の収集と各種調査の検討・考察は十分に行われる。これには、建築史学、文献史学、造園学、考古学などの学識経験者によるメンバーで十分議論、検討され、多くのイメージから成案ができる。特に、地下に埋蔵されている遺構の表示は発掘調査により設計を行うため、発掘調査を行う側がどれだけデータを集積し記録を取っているかが大切である。再調査を行うことがないよう詳細な記録化の構築が必要であり、報告書への掲載はもちろんのこと、現地での実測図へのメモ、スナップ写真、野帳・日誌類は貴重な資料となる。

遺構表示を最終到達点とすると、選択され、採用に至る検討過程・内容を明らかにするための説明を報告書や説明板ですると良い。

4. 史跡を活用するために

史跡整備が完了したり、500年や1000年といった年次の画期を記念して、古墳祭りやお城まつりなどがよく行われよく賑わっている。しかし、毎年の開催となるいろいろな制約もあり困難をきわめる。山形県酒田市に所在する史跡城輪柵跡は出羽国府跡推定地として昭和59年度から保存整備に着手され平成4年度からは政庁南門、東門、築地塀などを実物大に復元している。ここでは毎年8月に伝統文化の伝承と発信を目指し、地域間交流の場として県外や外国の民俗芸能を招き「国府の火まつり」を催し学校教育・社会教育の学習の場だけでなく多くの方々に利用されている。

湖北町の史跡小谷城跡では毎年秋に「小谷城ふるさと祭り」が催され、手作りの甲冑を身につけた武者行列や町内民俗芸能大会、福井県朝倉氏館との交流会などを行っている。安土町でも毎年春に「あづち信長まつり」を、草津市では史跡草津宿本陣や街道を会場にして「宿場まつり」を催している。

史跡整備を充実し継続して利用・活用していくには、行政側からの検討だけでなく、利用者や見学者の立場に立って、多くの方々から必要とされる現代社会の中で価値観を持つ空間整備の方策を考える必要がある。

狭い史跡地の整備では、遺跡個々の特性をベースとしたスポット的整備が考えられる。散策を兼ねてぶらっと来れる日常の生活空間の中に自然と史跡の存在が理解されてくるのではないだろうか。

次に、環境を含めて広域的に整備を行う方法である。例えば、スポーツの場、散策の場、花見など四季を体験できる場、休憩の場、集会・イベントの場、緊急避難の場などと史跡とを相互に組み合わせることで相乗効果を期待する。そこには目的を持って利用する空間



「小谷城ふるさと祭り」での武者行列 甲冑は町民が紙などで作成したもの。 湖北町教育委員会提供

があり、花や緑など自然と親しむリラックスできる自由空間がある。地域の創意工夫を活かした空間が生活、自然環境の中で存在するといえる。

この具現化には文化財側だけでは困難で地域振興、都市計画、観光、民間など分野を越えた協力体制の確立と連携を強めていく必要がある。ただし、史跡地の活用を全面に押し出しすぎる整備は開発行為になりかねない。遺跡の保存を大前提とした活用についての具体的な目標を定めた仕組みと保存管理計画を策定する必要がある。地域の自然環境と歴史によって育まれてきた史跡は将来にいきつづける空間でなければならない。

史跡整備には多大な予算と労力を必要とし、また、整備後の維持管理も大切である。このことから、各地域、市町村、県の役割を明らかにして、予算の確保と体制整備が課題である。

ともあれ、あらゆる世代の人々に何回も足を運び、楽しみ、学習ができ、利用してもらえ空間であってこそ現代社会に活かされた価値観を持つ史跡整備と言えるのではないだろうか。貴重な歴史遺産を後世に伝えていく意識をより育むには、史跡を外側からながめるのではなく、常に歴史の内側に一步入りこめる生きた史跡空間を提供していかなければならない。

小論を作成するにあたり表作成、写真等掲載には県および関係市町村の文化財担当者のご協力をはじめ、史跡整備の活用については苗村光秀氏にご教示を得たことを記して感謝します。(葛野 泰樹)

参考文献

- 1 田中哲夫 「ふるさと歴史の広場事業について」 (『日本歴史』519号 1991.5 吉川弘文館)
- 2 『月刊文化財』318号 (平成2年3月 第一法規出版株式会社)
- 3 鈴木博之 「歴史的建造物の保存・活用・開発」 (『文化庁月報』323号 平成7年8月 ぎょうせい)